

勝央町都市公園条例新旧対照表

現行（～令和2年3月31日）	新（令和2年4月1日～）
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第1章の2 都市公園の配置及び規模に関する技術的基準(第1条の2－第1条の4)</p> <p>第2章 公園の管理(第2条－第18条)</p> <p>第3章 雑則(第19条)</p> <p>第4章 罰則(第20条－第22条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 公園の管理 (行為の禁止)</p> <p>第4条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第2項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(届出)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第1章の2 都市公園の配置及び規模に関する技術的基準(第1条の2－第1条の4)</p> <p>第2章 公園の管理(第2条－第18条)</p> <p>第3章 雑則(第19条)</p> <p>第4章 罰則(第20条－第22条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 公園の管理 (行為の禁止)</p> <p>第4条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第2項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 火気の使用又は危険のおそれがある行為をすること。</u></p> <p><u>(9) 宗教団体の行う布教目的の行為をすること。</u></p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(運動施設の敷地面積の基準)</u></p> <p>第5条の3 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。</p> <p>(届出)</p>

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 法第11条第1項又は第2項の規定により、必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(5) (略)

(使用料の算定)

第14条 使用料の算定は、次の各号に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

(4) 使用面積が1平方メートルに満たないものは、1平方メートルとし、長さが1メートルに満たないものは、1メートルとして算定する。

(5) 前各号により計算して得た額に10円未満の端数がある場合には、10円に切り上げて計算する。

(新設)

(公園予定地及び予定公園施設についての準用)

第18条 第2条から第16条までの規定は、法第23条第3項に規定する公園予定地又は予定公園施設について準用する。

第4章 罰則

第22条 法第5条の3の規定により町長に代わってその権限を行う者

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 第11条第1項又は第2項の規定により、必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(5) (略)

(使用料の算定)

第14条 使用料の算定は、次の各号に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

(4) 使用面積が0.01平方メートル若しくは長さが0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積に0.01平方メートル若しくは長さに0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて算定する。

(5) 公園の使用又は占用のうち消費税法（昭和63年法律第108条）第6条第1項の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、前各号の規定により算定した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率及び地方税法（昭和25年法律第26号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。

(6) 前各号の規定により算定した額が100円に満たない場合にあっては、100円とする。

(公園予定地及び予定公園施設についての準用)

第18条 第2条から第16条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定地又は予定公園施設について準用する。

第4章 罰則

第22条 法第5条の11の規定により町長に代わってその権限を行う者

は、この章の規定の適用については、町長とみなす。

別表(第10条関係)

1 公園施設を設け管理する場合

種別	使用料	
	単位	金額
公園施設の敷地の使用	1平方メートルにつき1年	300円

2 公園を占有する場合

種別	使用料	
	単位	金額
電柱並びに支柱、支線柱及び支線類	1本につき1年	390円
その他の柱類		200円
変圧塔その他これに類するもの	1平方メートルにつき1年	350円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	長さ1メートルにつき1年	外径が0.4メートル未満のもの 70円
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの 170円
		外径が1メートル以上のもの 260円
地下室、地下道及びこれらに類する施設	占有面積1平方メートルにつき1年	430円
工事用板囲足場その他の工事用施設及び工	占有面積1平方	10円

は、この章の規定の適用については、町長とみなす。

別表(第10条関係)

1 公園施設を設け管理する場合

種別	使用料	
	単位	金額
公園施設の敷地の使用	1平方メートルにつき1年	420円

2 公園を占有する場合

種別	使用料	
	単位	金額
電柱並びに支柱、支線柱及び支線類	1本につき1年	340円
その他の柱類		180円
変圧塔その他これに類するもの	1平方メートルにつき1年	600円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	長さ1メートルにつき1年	外径が0.4メートル未満のもの 80円
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの 180円
		外径が1メートル以上のもの 270円
地下室、地下道及びこれらに類する施設	占有面積1平方メートルにつき1年	180円
工事用板囲足場その他の工事用施設及び工	占有面積1平方	10円

事用材料の置場	メートルにつき 1日	
その他に占用する場合		町長がその都度定める

3 第2条第1項各号に掲げる行為をする場合

種別	使用料	
	単位	金額
業として写真を撮影するもの	写真機1台につき1月	310円
業として映画を撮影するもの	1日	3,090円
物品販売、宣伝興行その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1日	20円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類するもの		10円

事用材料の置場	メートルにつき 1日	
その他に占用する場合		町長がその都度定める

3 第2条第1項各号に掲げる行為をする場合

種別	使用料	
	単位	金額
業として写真を撮影するもの	写真機1台につき1月	340円
業として映画を撮影するもの	1日	3,310円
物品販売、宣伝興行その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1日	30円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類するもの		20円